

保存版

平成29年7月3日

保護者様

京都市立明親小学校

校長 安井 君江

台風に対する非常措置についてのお知らせ

～特別警報発令時及び特別警報・暴風警報が在学中に発令された場合～

日頃は本校教育にご協力をいただきありがとうございます。

本校においては、台風により、京都市（テレビやラジオにおいては「京都南部」または「京都・亀岡」地方と報道される場合があります。)に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時50分）から始業【給食中止】
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時50分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

3 特別警報・暴風警報が在校中に発令された場合は、下校の安全が確保できるまで学校に留め置くこととし、その後、緊急時児童引渡しカードにそって対応いたします。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

※以上、お子様にもその旨、ご指導いただきますようお願いします。

保存版

平成29年7月3日

保護者様

京都市立明親小学校

校長 安井 君江

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

- ・ 下校後、深夜0時までに発生した場合・・・翌日を臨時休業
- 深夜0時以降、登校までに発生した場合・・当日を臨時休業
- ・ 休業日、休業前日に発生した場合・・原則として休業明けの登校日を臨時休業

※安全が確認でき、授業等を実施する場合は、「緊急連絡網／ホームページ」により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、緊急時児童引渡しカードにそって対応いたします。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

※以上、お子様にもその旨、ご指導いただきますようお願いします。